

【第1回久留米市田主丸老人福祉センター指定管理者候補者選定委員会 会議録】

- 日 時 令和6年5月28日（火） 13時50分～14時50分
○場 所 久留米市役所308会議室
○出席者 日高艶子委員、佐藤真樹委員、野口明仁委員、高尾兼司委員、箔谷恵委員、
小西敏博委員（6名全員出席）
○開催形式 非公開

議事及び議決の状況

- 1 開会
- 2 委嘱状等交付
- 3 健康福祉部 野口次長挨拶
- 4 委員紹介、事務局紹介
- 5 委員長及び副委員長の選出
－委員長に野口委員、副委員長に日高委員を選出－
- 6 選定委員会の運営について
－事務局より「選定委員会に関する定め」「選定委員会運営要領」を説明－
《委員より質問・意見なし》
- 7 選定委員会審議スケジュールについて
－事務局より「選定委員会審議スケジュールについて」を説明－
《委員より質問・意見なし》
- 8 管理運営業務仕様書について
－事務局より「久留米市田主丸老人福祉センター管理運営業務仕様書」を説明－

委 員 ： 浴場の水質管理の項目について、検査は年に2回以上とあったが、この内容で大丈夫か。

事務局 ： 循環式の浴場なので水質の自主検査を行っている。
その他にも保健所による水質検査も受けている。

9 議題

（1）「募集要項（案）」及び（2）「選定要領（案）」について

－事務局より「（1）募集要項（案）について」及び「（2）選定要領（案）について」を一括して議題として説明－

委員長 ： 別冊1の募集要項の3ページ書類の配布場所の項目に、配布資料がホームページからダウンロードできるとの記載があるが、いつまでか。

事務局 ： 令和6年8月30日の応募受付終了日までとなっている。

委員長 : この委員会で書類審査の１次審査を行った後、２次審査をするようになっているが、書類審査は何を評価するのか。

事務局 : 別冊１の募集要項の２ページの「８ 応募資格及び欠格事項等」に記載しているが、ここに該当していないかと、次の４ページに「１１ 申込書類」を記載しているが、この書類が揃っているかの確認をする。

委員長 : その確認をこの委員会でするのか。

事務局 : 事務局で確認し、選定委員会で報告し承認して頂くことになる。

委員長 : 選定要領の６ページに審査基準の点数があり、高得点を得た候補者が選定されることになると思うが、同点の場合はどうなるのか。

事務局 : 確認し、次回の委員会で確認・報告させていただきたい。

委員 : 今の質問で、同点というのは、２次審査のプレゼンの点数のことを言っているのか。

委員長 : そのとおり。最も高い得点の業者が選定されることになっているので、２者以上の業者のトータルの点数が同点の場合の事である。

委員長 : 委員皆さんに合意してもらう必要があるので、事務局は次回会議で報告をお願いします。

委員 : ５年前に同じような選定が行われていると思うが、その時の応募状況等を教えて欲しい。

事務局 : 社会福祉法人久留米市社会福祉協議会のみの応募となっている。

委員 : 前回の５年前が初めての指定管理だったのか。

事務局 : 指定管理は、平成１８年の４月１日から始まっており、第１期から３期までが非公募で社会福祉法人久留米市社会福祉協議会が受託している。
第４期の平成２７年からは、一般公募しており、４期、５期は社会福祉法人久留米市社会福祉協議会の１者のみの応募で、現在まで指定管理を頂いている。

委員 : 公募の様式配布は、ホームページのみか。

事務局 : 市長寿支援課でも配布し、指定管理情報を一括に取り扱っている民間のホームページにも掲載する予定である。

委員 : いくつかあるという事か。

事務局 : ２つの民間ホームページに掲載する。

委員 : 別冊１の資料５の「久留米市田主丸老人福祉センターの利用状況等について」に指定管理料とあるが、これで選ばれた管理者が事業を行うということだと思うが、年度によってなぜ金額が違うのか。

事務局 : 毎年、指定管理者と年度協定を結んで上限額を決めており、その額を下回ることもある。
令和３年度は新型コロナウイルス感染症の関係で指定管理料を指定管理者と協議の上、減額している。

委員長 : 令和３年度は新型コロナウイルス感染症の影響により施設を休館したため、光熱費等が減るという事で、指定管理者と変更協定を結び、指定管理料が減額になっている。

委員 : 指定管理料は基本的に定額だと思っていた。

委員長：基本的は定額なのだが、リスク分担で物価が上がった時など、基本は指定管理者にお願いするが、修繕等で仕様書に定めた額を超えた場合は市で負担する、というようにリスク分担を見ており、提案の中で上限額等を決めている。

委員：指定管理が5年間となっているが、指定管理者が決定した際は、指定管理期間の5年間の中で評価が入ることはあるのか。

事務局：別冊2の仕様書の13ページの項目39に「モニタリング」の評価があるが、指定管理者に年間4回、市への管理状況の報告を義務づけていて、年度末に市で評価し、その内容を市ホームページに掲載する。

委員：評価はどこがするのか。

事務局：所管課である健康福祉部長寿支援課で行っている。

委員：選定委員会は、評価には関係ないのですね。

事務局：そのとおりである。

委員長：募集要領（案）及び選定要領（案）について、原案のとおり了承してよろしいか。

《全委員了承》

委員長：議題は以上。

募集要項（案）・選定要領（案）において、今後、誤字・脱字等あった場合は、重大な事項を除いては、委員長と事務局で調整したいが、よろしいか。

《全委員了承》

10 その他

（1）第2回、第3回選定委員会の日程について

一事務局より、第2回選定委員会を9月9日（月）10時から、

第3回選定委員会を10月11日（金）14時から開催したい旨を説明ー

11 閉会